

## 第1回京都市洛西ふれあいの里の民間移管に係る契約候補事業者選定委員会 摘録

日 時：令和4年5月27日（金）15時30分～17時00分

場 所：職員会館かもがわ第1会議室

出席委員：桑原委員，田中委員，成川委員，原田委員

事務局：徳永障害保健福祉推進室長，北垣施設福祉課長，小西担当係長，山本担当

●委員 ○事務局

### <議事概要>

#### 1 委員長の選任等

互選により，委員長は田中委員が選任されました。

委員長から，成川委員が副委員長に選任されました。

#### 2 議事

##### (1) 京都市洛西ふれあいの里の民間移管に係る契約候補事業者公募要項案について

(質疑)

- 公募要項の留意事項に記載されている，地域住民の理解の下，本市の障害福祉行政の重要な役割を果たしてきた経過を踏まえて，事業等の運営に当たっては，地域との交流を図ること，と記載されており，それはその通りですが，時代は進んでおり，SDGsであったり，差別のない社会の実現が言われています。現在，洛西ふれあいの里夏祭りというのがあり，施設と地域団体が協力して開催していますが，桂坂学区だけでなく，西京区民全体が参加し，障害がある方との交流が広がっています。差別がない社会を実現するためにも，施設がある地域との交流だけに留まらず，京都市全体に広げていけるような団体に応募していただけたらと思います。
- これまで，運営法人と地域住民が築いてこられた関係性というのは，本市の障害者福祉の推進だけに留まらず，今後，本市，ひいては社会が目指していく姿であると思います。いただいた意見を踏まえて，要項案や提出書類の見直しを行います。
- 現在の利用者に対する民間移管の説明をどうするかが気になります。利用者や、その御家族も京都市が設置している施設であるからこそ安心されている方も多いのではないかと思いますので，今後，丁寧に対応すべきかと思います。
- 今後，現指定管理者から利用者やその御家族へ周知される際などに，本市からも同じタイミングで周知などを行えたらと考えています。
- 民間移管先は現指定管理者以外になる可能性もあり，移管先事業者からも，京都市とともに現利用者やその御家族に対して何らかの説明が必要かと思います。このため，留意事項などにその旨を記載する必要があるのではないのでしょうか。
- 留意事項欄に追記します。
- 留意事項に定員の見直しを行うことが差し支えありませんと記載されています。当該施設は，症状が重い方の受け皿となり，セーフティネットの役割を果たしているの

はないかと認識しています。定員の見直しによって、こういった方たちの行き場が失われるのではないかと危惧しており、少なくとも今の定員の水準は継続すべきではないかと思っています。

- 現時点で、入所施設においては、直近でお亡くなりになられた方がおり、その枠を今は調整されていると聞いていますが、その枠以外は満床になっていると聞いており、現況を鑑みますと、入所定員を減少させることは本市も想定していません。少なくとも現時点で、定員数に関しては現状維持以上で民間移管後も行っていただくものであると考えています。
- 施設の概要に書かれていませんが、当該施設ではショートステイは実施されていますか。関係者などの声を聞いていますと、ショートステイが圧倒的に不足しているのではないかと思います。もし、実施されているのであれば、民間移管に際して、ショートステイのサービス水準を向上できるような取組を行っていただきたいと思っています。
- ショートステイは現在実施されています。
- ショートステイに関しても、民間移管後も引き続ききちんと行っていただくために、公募要項にショートステイを実施しているということを記載しておく必要があると思います。
- 公募要項の施設の概要欄に反映させます。
- 今回の民間移管について、老朽化に伴って民間移管の案が出てきたと思いますが、京都市が保持し続ける場合と、民間移管によって民間が保持する場合とで何が違うのか、なぜ民間じゃないといけないのかを教えてください。
- 現在、本市が保有する公共施設全体の老朽化が進んでいます。施設の修繕に関してはできる限り対応したいと考えていますが、本市の厳しい財政下においては、建物の躯体に直接関わる部分の修繕を優先的に行い、社会ニーズに応じた個室化や高齢化への対応に係る修繕や改築までは厳しい状況です。このため、民間活力を活用して、施設を利用される方の生活環境を向上させることはもとより、施設で働く職員の方にとっても働く環境が向上させることができる民間事業者を公募したいと考えています。
- 今回、民間からの申し出をきっかけに民間移管の検討を開始されたとのことですが、京都市の障害福祉計画の中で、公設施設の今後のありかたについてどのように考えていますか。
- 本市が保有する障害者施設に関して申しますと、他の施設は介護施設との合築施設であったり、施設に他の団体が入居されていたりするので、今回と同様に民間移管できるわけではなく、順次、民間移管を進めていくという方針ではございません。  
今回の「京都市洛西ふれあいの里」に関して申しますと、民間からの申し出を契機に個別に検討し、民間移管が本市にとって最善であると判断したものです。
- 施設にある本市物品について、施設同様にかなり年数が経過しているものもたくさんあり、歩行訓練器など仕様が古いものもたくさんあり、逆に事業者にとって処分費がかかるなど負担になるのではないのでしょうか。
- 施設の利用者が使い慣れているものもたくさんあり、それが変わるにより逆に利用者によっては不安定にもなられる方もいるため、無償譲渡としています。必ず無償譲渡というわけではなく、物品については契約候補事業者と調整したいと思っています。

● この施設の運営に当たって、京都市においては何らかの赤字などが生じているのでしょうか。赤字がある場合、民間移管によって解決しますか。また、現指定管理者から土地・建物の使用料は京都市に支払われていますか。

○ 施設は指定管理者制で、利用料金制であり、本市から委託料は支払っていません。指定管理者は障害福祉サービスの提供による給付費で施設の運営がされています。本市の負担としましては、施設の修繕費や、将来的な話ですと、社会ニーズに対応した個室化への改修費がかかってきます。指定管理者からは土地・建物の使用料はいただいません。

このほか、施設自体は黒字で運営されています。また、公設ですと、建物の修繕を行うにしても、予算要求を行い、厳しい査定を経て、翌年度修繕と長期間時間を要します。また、必要な修繕全てに対応もできていないという現状もあります。民間ですと、当然移管先事業者の予算の都合もありますが、収益の中から、事業者の判断で、必要な箇所を、迅速で効率的に対応していただくことができ、ひいては利用者の環境改善にもつながります。

本市においても、民間移管を行い、収益の中から建物の修繕を行っていただくことで、将来的な財政負担が軽減されるメリットがあります。

また、ソフト面におきましても、公設施設ですと、ニーズに応じたサービスの提供に迅速に対応するのが手続きの面などで難しいですが、民間ですと迅速に対応することができると思っています。

● この施設は耐震基準を満たしていますか。耐震基準について、昭和56年に大きな改正があり、当該施設は昭和56年以降に建築されたものであるため、その基準は満たしていると思いますが、平成12年にも改正があったかと思いますが、そちらにも対応できていますか。

○ 当該施設においては、耐震基準を満たしていないという評価や指摘は受けていません。

● 公設民営の障害者入所施設を民設民営に移管した事案はほかにありますか。

こういった施設は京都市の障害者福祉にとって、なくしてはいけない重要な施設であるため、公設で運営されてきた経過があると思いますが、民間移管が上手くいっていない事案が散見されるのであれば、障害者福祉を蔑ろにしているという批判は免れないのではないですか。

○ 公設民営の入所施設を民設民営に移管した事案はありません。30年ほど前の当時は、圧倒的に施設が不足していたという事情があったため、施設を確保するため、公設で施設を作り、民間の社会福祉法人に運営をお願いしました。今は、民設民営の入所施設を運営する社会福祉法人も増えてきていることや、現状でも指定管理施設として運営自体は民間でやっていただいていることなどから、土地・建物を民間に売却したとしても障害福祉サービスの提供に何か支障が生じることはないと思っています。

また、民間で提供できるものは民間でやっていただき、民間でできないものは公共でやっていくというのが原則と考えています。

● 5(2)にある、障害福祉サービス事業の利用に供する期間を10年とされている理由を教えてください。

- 今回の売却に当たり、買戻し特約を設定する予定ですが、買戻し特約は最長10年間までと法律上決まっているため、そのように記載させていただいています。
- 留意事項に記載されていることを全て民間にやってもらうのは、大変な気がします。京都市からも民間移管後、何か資金面などで対応できないですか。
- 国の補助金も活用した、施設の改修などのメニューはありますが、国の予算の都合や、本市においても市内で補助金を活用した施設の建替えなどを希望される事業者などもあり、全体の需要などのバランスを見て補助金を活用しています。このため、現時点で資金面でのサポートを担保するような事は公募要項などに記載するのは難しいと考えています。
- それでは採決に移ります。
  - ・留意事項にある、地域住民への理解という点について、そこだけに留まらず、京都市などもっと広い視点に修正
  - ・利用者やその家族に対して、民間移管について移管先事業者は本市、現指定管理者とともに周知に努めることを追記
  - ・ショートステイについて、公募要項の施設の概要に追記以上を委員会から意見を付すこととします。

以上